## **Debevoise**

社内規則上、遵守すべき事項や認容

との委任・雇用契約や就業規則等の

みならず役員や従業員個人と会社 きる情報の範囲について、法令上の て、また、司法当局に対して開示で

される調査の範囲等をあらかじめ

てよい」とか「企業に実現不可

早期に個人を特定して内部調査を

企業は、減免措置を受けるため

行うことを余儀なくされるであろ

置の適用)に資するという枠組み

により、個人と会社の利益が相反

を示すことが会社の利益(減免措

個人の責任を明らかにする事実

する場合が多くなると思われる。

情報収集・事実関係調査に関し

し、「すべての」情報提供という要

どのような対策を講じておくのが うに影響するのだろうか。会社は

では、この指針が実務にどのよ

る情報がどこに保存されているか

**実際の運用と** 

を熟知した人材を本社に確保して

おくことが必要である。

加え、その操作方法および

いかな

システム機器を整えておくことに

ず、慎重な判断が必要となろう。

も非協力的であるとみなされか ようなことがあれば、会社として の調査への協力が得られなくなる の処分を行って当該人物から当局

ムに本社からアクセスできるよう

そのため、全社内のITシステ

である。

である。

である。

個人に対する責任追及を行うか否

供の要求が高まるであろう。

とにより、当局からの迅速な情報提 の合意ができる場合が限られるこ

になり得るが、早い段階で解雇等

ている。

などにつき、より具体的に説明し

しても処分を行いたいということ かとなった者については、会社と

と合意してはならない。個人責任を追及しないことを会社協力すべきである。

時効完成前に、個人について訴追

行うこととなろう。また、時効停止

らえ、最悪の事態を想定して調査を

件を満たすため、事実を否定的にと

不正行為に関わったことが明ら

会社に対する事件を終結させては

整備

利益相反役員・従業員との

指針公表の8日後には、個人を訴 現は簡単ではないようである。

ただ、実際この指針の運用・実

# & Plimpton

### 米国企業犯罪における 個人責任追及の

米国司法省イエーツ・メモ公表の影響

制作/レクシスネクシス・ジャパン広告出版部

弁護士・ニューヨーク州弁護士 青山 直美

旨を述べているし、ここ数年、 その行為を行うことを決定し実行 件が終結することには反対である 問わず会社が罰金を払うのみで事 にロバート・ケネディ司法長官が、 不正行為に携わった個人の責任を から当然である。既に、19 い。企業の行為とはいえ、そこには ること自体は今回が初めてではな した人物が必ず存在するのである `法当局者が、企業の処遇を決 ツ・メモの公表前にも複数

デビボイス・アンド・プリンプトン ニューヨーク州弁護士 ヘレン・キャントウェル

実は、当局が個人の責任に着目す

後どのような点に留意すればよい よりいっそう促す指針(イェーツ

個人責任の追及

年9月、企業犯罪の訴追に携わる 事態が珍しくなくなってきた。 を受けて米国で収監されるという 米国の司法当局者向けに、役員・従 本企業の役員・従業員が実刑判決 業員等の個人責任の追及・訴追を この点に関し、米国司法省は昨 日本企業およびその役職員は今

近年、米国の法令に違反した日

拠を提出しているかを勘案すると 反行為に関わった個人を特定し証 コメントしている。 では、なぜ今回わざわざ個人責任

個人責任の関係企業統治と

至る過程に関与した各取締役の個 るのかという問題も生じる。 に移す役職員個人の責任はどう ない。また、取締役会の決定を実行 人としての責任は曖昧になりかね 定が行われることにより、そこに 締役会という機関としての意思決 行うことが求められる。しかし、取 時には思い切ったビジネス判断を 切な意見を表明して討議を行 構成員である各取締役が自由に適 の役割を十分に果たすためには、 性が注目される中、取締役会がそ コーポレー トガバナンスの重要

役会決議を重視する企業統治の 任を重視するということは、取締 定の有無にかかわらず各個人の責 他方、取締役会としての意思決 方と逆行し、決議に関与する各

定する際、企業がどの程度当該違

追及の指針が作成・公表されたのか。

た指針であると考えられる。 イェーツ・メモの内容

とめられたものが、昨年公表され 法当局が積み重ねてきた努力がま 統治を目指しつつそれに携わる個

このような状況下で適切な企業

人に責任ある判断を促すために司

針が記載されている。要旨は次 とおりである。 イェーツ・メモには6箇条の指

り」として会社の処遇決定に際し減明らかにしない限り、「捜査協力あ明らかにしない限り、「捜査協力あて、すべての事実を 捜査開始直後から個人に重点を

する民事手続担当官は常時相互に刑事手続担当検察官と政府を代理

告・自発的開示」「全面的な協力」 防止法に関する指針は「自己申 どとコメント 月に定められた海外腐敗行為 しているほか、本年

業が減免措置を受けるための捜 て弁護士秘匿特権を行使でき 場合、依頼者との相談事項につ え、その各事実を明らかにした個 が、判明した関連事実すべてに加 の内部調査の結果につき、司法省 の弁護士が関与して行った企業 務所が経験したところでは、社外 なくなるのか いのか、行使した場合にはその よう求めてきている。このような 人名をすべて特定して提供する また、最近、筆者の所属する事 という問題が生

法当局者も「ないものは出さなく することが要求される、違反行為 追することなくゼネラルモ も問題である。この点につき、司 る場合にどのように対処するか より情報の開示が禁止されて についての「すべての」情報と ターズ社と起訴猶予の合意をし 企業側から見ても、当局に提出 が具体的に何を意味する い。各国の法令に

 $\mathcal{O}$ 

か、判断が難し

Debevoise & Plimpton LLP

1931年にニューヨークで設立。60年以 上前から日本企業もクライアントとし、 世界各地における各種案件に携わる。本 年3月より東京にデビボイス・アンド プリンプトン外国法共同事業法律事務 所を開設。

www.debevoise.com

ハーバード大学ロースクール卒業。主な取扱 分野は、企業危機管理、内部調査、捜査・刑事手 続対応、企業訴訟。元米国検察官。